

『三国志演義』と史書

小 松 建 男

0 はじめに

『三国志演義』が史書をどのように資料として使っているのかを、短い話に限定して検討してみたい。『三国志演義』が利用した史書については、既に小川環樹氏が、『三国志』・『後漢書』・『資治通鑑』を利用している箇所を具体的に挙げ、あるいは直接利用したのは、これらを簡略にした『十七史詳節』や『資治通鑑綱目』であった可能性もあると指摘している¹⁾。利用した史書の範囲については、その後も小川氏の指摘を大きく変更する研究はでていない。あるのは『三国志演義』がどの箇所でのどの史書を使っているかという個別の指摘である。恐らく利用した史書については今後新たな発見がある可能性は少ないであろうが、利用した箇所の指摘はなお増えるであろう

この論文では、史書を利用している箇所を一箇所を取り上げ、史書の選択と組み合わせの問題について詳しく検討してみたい。このような検討は従来行われてこなかった。しかし『三国志演義』が上記の複数の史書を利用していたのであれば、作者は一つの話について複数の記述を参照できたと言うことになる。それならば『三国志演義』が史書を利用した箇所は、ただ単に手近にあった史書の文章を取り込んで手軽に作られたものではなく、作者が、これではなくあれを選び、時にはこれとあれを組み合わせるといふ編集作業を行って作り出したものである。したがって作者による史書の選択と組み合わせにどのような特色や傾向があるかを明らかにすることは、この小説を知るために重要な意義を持つはずである。

取り上げるのは、『三国志演義』の第122則（『三国演義』で言えば61回後半）「曹操興兵下江南」、この箇所では『三国志演義』がどのように史書を利用しているかを細かく分析することにする。この第122則は、ひとたび赤壁の戦いに敗れた曹操が再度、孫権に戦いをいどむ話である。章の前半は、魏と呉両軍が向かい合うにいたる直前の双方の動静を描いている。その内容は、呉では、孫権

が張紘の助言に従って根拠地を建業に遷したこと、呂蒙の進言を聞き、反対意見があったにもかかわらず濡須口に城を築いて魏に備えたこと、魏では、曹操を、董昭が魏公にすべきと発議したが、荀彧の反対にあい結局沙汰止みとなったこと、曹操はこの件で荀彧を憎み自殺に追いやったことの四つの小さな話からなっている。

この四話について、現存する最も古いテキストである『三国志通俗演義』（以下嘉靖本と略称する）と、嘉靖本から十年後に刊行された『三国志演義史伝』（以下「史伝」と略称する）の間はかなり文章の違いがある。この違いは、話ごとに異なり、比較検討が必要なのは、張紘の話と、嘉靖本の董昭の話の一部分（九錫についての記述）に限られる。そこで、まず、嘉靖本と「史伝」の違いを考慮しなくてもよい三つの話を先に検討し、その後で張紘の話と九錫に及びたい。

1 『三国志通俗演義』と『資治通鑑』

この節では、嘉靖本と「史伝」の間に大きな違いのない三つの話を検討する。まず、より古く誤字も少ない嘉靖本の本文によって、史書との関係を検討し、節の後半で「史伝」の本文の本文に触れることにする。

a 嘉靖本の第122則

『三国志演義』を見ると、この四つの話の展開は、ほぼ『資治通鑑』（以下「通鑑」と略称する）と同じである。まずはじめに『通鑑』²⁾ 建安17年の条（巻66, 2113）の九月と十月の記述を一括して示しておく。

九月庚戌（中略）。初、張紘以秣陵山川行勝、勸孫權以爲治所。及劉備東過秣陵、亦勸局之。權於是作石頭城徙治秣陵、改秣陵爲建業。

呂蒙聞曹操欲東兵、說孫權夾濡須水口立塢。諸將皆曰、「上岸擊賊、洗足入船、何用塢爲。」蒙曰、「兵有利鈍、戰無百勝。如有邂逅、敵步騎蹙人、不暇及水、其得入船乎。」權曰、「善。」遂作濡須口。

冬十月、曹操東擊孫權。董昭曰、「自古以來、人臣匡世、未有今日之功。有今日之功、未有久處人臣之勢者也。今明公恥有慚德、樂保名節。然處大臣之勢、使人以大事疑己、誠不可不重慮。」乃與列侯諸將議、以丞相宜進爵國公、九錫備物以彰殊勳。荀彧以爲、「曹公本興義兵、以匡朝寧國、秉忠貞之誠、守退讓之實。君子愛人以德、不宜如此」操由是不悅。

及擊孫權，表請彧勞軍於譙，因輒留彧，以侍中，光祿大夫，持節，參丞相軍事。操軍向濡須，彧以疾留壽春，飲藥而卒。彧行義修整而有智謀，好推賢進士，故時人皆惜之。

まず呂蒙の話についてみると、『三国志演義』に出てくる台詞は、『通鑑』とほとんど同じである。

嘉靖本³⁾ (V13-10b, 510) の呂蒙の話は、次のようになっている。

呂蒙進曰、「曹操兵來，可夾攻。濡須口築塢以拒之。」諸將皆曰、「上岸擊賊，洗足入船，」蒙曰、「兵有利鈍，戰無百勝。如邂逅逢敵，步騎相促，人尚不暇及水。何能入船乎。」權曰、「人無遠慮必有近憂。子明之見，甚遠。」便差軍數萬，築濡須塢，曉夜併工，務要立辦。

嘉靖本が『通鑑』と異なるのは、呂蒙の進言「夾濡須水口立塢」が、嘉靖本では呂蒙の台詞「曹操兵來，可夾攻。濡須口築塢以拒之」とやや詳しくなったこと。諸將の反対意見は「何用塢爲」が「何用築城」となったこと。呂蒙の反論の「如有邂逅，敵步騎蹙人，不暇及水，其得入船乎」が、「如邂逅逢敵，步騎相促，人尚不暇及水。何能入船乎」となっていて若干句読と文字に違いがあることである⁴⁾。

この話は、『三国志』「呂蒙伝」⁵⁾ (V54, 1275) にも見える。ただし彼の進言と、諸將との論争が、一つの出来事に対する別の伝承として紹介されており、それは本文と注に分かれている。

まず呂蒙の進言は本文の次のような文章の中に出てくる。

後從權拒曹公於濡須，數進奇計，又勸權夾水口立塢，所以備禦甚精，ここでは彼の事績を「後從權拒曹公於濡須，數進奇計」と概括的に説明した文があり、そこで既に「濡須」と地名がでていたので、進言は繰り返しを避け「夾水口立塢」となっている。『通鑑』の場合は「呂蒙伝」のような説明がなく、単に「夾水口立塢」のみでは、どこに塢を作るのかははっきりしなくなってしまうので、進言中に「濡須」を補う必要があったと思われる。

次に、諸將との論争は、注に引用されている『呉録』が伝える伝承である。

『呉録』曰、權欲作塢，諸將皆曰、「上岸擊賊，洗足入船，何用塢爲。」呂蒙曰、「兵有利鈍，戰無百勝，如有邂逅，敵步騎蹙人，不暇及水，其得入船乎。」權曰、「善。」遂作之。

この『呉録』によれば、「呂蒙伝」本文と異なり、塢を作ることを考えたのは、孫權であって、呂蒙は賛成したことになっている。この塢についての論議を呂蒙の進言とつなげ、この件を彼が主導的役割をはたした一続きの話にくみ立て

直したのは『通鑑』であり、『三国志演義』は『通鑑』をそのまま利用しただけで、この箇所については「呂蒙伝」を参考にしていない。

しかしその後の二つの話を見てみると、確かに全体の枠組みは『通鑑』の文章に依拠して書かれているものの、『通鑑』には見えない、『三国志』や『後漢書』を参照することではじめてわかる内容を含んでいる。

董昭の話を、嘉靖本（V13, 11ab, 511）は、次のように記述している。

卻說曹操整點三軍起程。長史董昭進言曰、「自古以來、人臣處世、未有如丞相之功者。雖周公、呂望、莫可及也。櫛風沐雨、三十餘年、掃蕩群凶、與百姓除害、使漢室復存、豈可與諸臣宰同列乎。合受魏公之位、加以九錫以障天下。」九錫之名曰、

一、車馬、二、衣服、三、樂縣、四、朱戶、五、納陛、六、虎賁、七、鈇鉞、八、弓矢、九、鉅鬯圭瓚。此九錫之名義也。

侍中荀彧曰、「不可。丞相本興義兵、匡扶漢室、秉忠貞之誠、守謙退之實。君子愛人以德、不宜如此。」曹操聞之、勃然變色。董昭曰、「豈可一人而阻眾望？」遂尊操爲魏公。荀彧掩淚而出曰、「吾不想今日如此」操深恨之、以爲不助己也。

董昭の台詞ののうち、はじめの三句「自古以來、人臣處世、未有如丞相之功者」は、『通鑑』にも「自古以來、人臣匡世、未有今日之功」と言う類似した台詞を見いだすことが出来る。

『通鑑』に、『三国志演義』の「合受魏公之位、加以九錫以障天下」に相当する台詞は見えない。そのかわり叙事の文章中に「乃與列侯諸將議、以丞相宜進爵國公、九錫備物以彰殊勳」とあるのでこれを『三国志演義』は台詞に取り込んだと考えられる。

然し董昭の台詞のうち、その中間部分にあたる「雖周公、呂望」から「豈可與諸臣宰同列乎」までは、『通鑑』に対応する文が無い。また『通鑑』の側から言えば、『三国志演義』は、董昭の台詞から「有今日之功（中略）誠不可不重慮」に相当する部分を削っている。

この『通鑑』に無い文は、『三国志演義』の創作ではなく、『三国志』「董昭伝」の注に依拠している。つまりこの箇所は、『通鑑』の文を「董昭伝」注の文によって差し替えが行われている。

「董昭伝」（V14, 39-40）では、本文中に、董昭が古の五等爵を復活させるようにと曹操に言上したことを載せている。

後昭建議、「宜脩古建封五等。」太祖曰、「建設五等者、聖人也、又非人臣

所制，吾何以堪之。」昭曰、「自古以來，人臣匡世，未有今日之功。有今日之功，未有久處人臣之勢者也。今明公恥有慚德而未盡善，樂保名節而無大責，德美過於伊・周，此至德之所極也。然太甲・成王未必可遭，今民難化，甚於殷周，處大臣之勢，使人以大事疑己，誠不可不重慮也。明公雖邁威德，明法術，而不定其基，爲萬世計，猶未至也。定基之本，在地與人，宜稍建立，以自藩衛。明公忠節穎露，天威在顏，耿弇床下之言，朱英無妄之論，不得過耳。昭受恩非凡，不敢不陳。」後太祖遂受魏公・魏王之號，皆昭所創。

そしてこの箇所の注には、董昭が荀彧にあてて書いた、曹操を魏公にする事に賛成する手紙が掲載されている。

『獻帝春秋』曰、昭與列侯諸將議、以丞相宜進爵國公、九錫備物、以彰殊勳。書與荀彧曰、「昔周旦、呂望、當姬氏之盛、因二聖之業、輔翼成王之幼、功勳若彼、猶受上爵、錫土開宇。末世田單、驅彊齊之眾、報弱燕之怨、收城七十、迎復襄王。襄王加賞于單、使東有掖邑之封、西有菑上之虞。前世錄功、濃厚如此。今曹公遭海內傾覆、宗廟焚滅、躬擐甲冑、周旋征伐、櫛風沐雨、且三十年、芟夷群凶、爲百姓除害、使漢室復存、劉氏奉祀。方之曩者數公、若太山之與丘垤、豈同日而論乎。今徒與列將功臣、並侯一縣、此豈天下所望哉。」

この注を見れば、『三国志演義』が、この手紙中の「昔周旦、呂望、當姬氏之盛、因二聖之業、輔翼成王之幼、功勳若彼、猶受上爵、錫土開宇」と「櫛風沐雨、且三十年、芟夷群凶、爲百姓除害、使漢室復存、劉氏奉祀。方之曩者數公、若太山之與丘垤、豈同日而論乎」を参考に、新たな台詞「雖周公、呂望、莫可及也。櫛風沐雨、三十餘年、掃蕩群凶、與百姓除害、使漢室復存、豈可與諸臣率同列乎」を作りだし、『通鑑』に本来あったものと入れ替えていることが分かる。

なお『通鑑』と「董昭伝」本文とに見える董昭の台詞を比べてみれば分かるように、前者は後者を説略したものである。「董昭伝」注を参照している『三国志演義』の作者が、その本文を見ていないはずはない。当然作者も「董昭伝」に『通鑑』にない台詞の文章があることは気づいていたはずである。ところが原典である「董昭伝」にさかのぼって、もう一度自分で董昭の台詞を組み立てることをせず、『通鑑』の台詞に対し、自分が必要と思う手直しを「董昭伝」注によって行うにとどめている。

現在の我々の意識からすると、両方を見ているのであれば、原典である「董

昭伝」のほうを参考にしたくなるのであるが、『三国志演義』はこれとは異なる価値判断をしている。このことは、『三国志演義』が基づいた資料を比定する際に注意しておく必要がある。

また後に続く荀彧の台詞は、『後漢書』「荀彧」を参照して文字を改めている。『通鑑』と『三国志』「荀彧伝」ともに、彼の台詞は「曹公本興義兵，以匡朝寧國秉忠貞之誠，守退讓之實。君子愛人以德，不宜如此」，一方『三国志演義』では、「不可。丞相本興義兵，匡扶漢室，秉忠貞之誠，守謙退之實。君子愛人以德，不宜如此。」であった。両者ほぼ同じであり，唯一目立った相違は、「以匡朝寧國」が『三国志演義』で、「匡扶漢室」となっていることである。ところが『後漢書』「荀彧伝」をみると彼の台詞は、「曹公本興義兵，以匡振漢朝，雖勳庸崇著，猶秉忠貞之節。君子愛人以德，不宜如此」，『通鑑』・『三国志』が「以匡朝寧國」としている箇所が、「以匡振漢朝」となっている。なぜ『三国志演義』が、この句のみ『後漢書』に近い表現に書き直したのはについては、推測するしかないのであるが、『通鑑』・『三国志』のように「以匡朝寧國」では、いつの時代でもかまわぬ一般的な言い回しになってしまうのを嫌って、「漢」をより明確に出した「以匡振漢朝」をより好ましいと考えたのではないかとと思われる。

荀彧の話も、『通鑑』に基づきながらも、これにない事柄を補っている。『三国志演義』は以下のようになっている (V13, 11b-12a, 511)。

建安十七年冬十月，曹操興兵下江南，就帶荀彧同行。彧已知操有殺害之心，推病進於壽春。操又使人催併前行。彧嘆曰、「吾死於九泉之下，無面目見漢君也。」忽操使人送飲食一盒至。盒上有操親筆封記。開盒視之，並無一物。彧曰、「止於此矣。」遂自服毒藥而亡。年五十歲。史官讚曰（中略）其子荀彧，發哀書報曹操。操甚懊悔，差人厚葬，謚曰、「敬侯」

この箇所はかなり『通鑑』の記述から離れている。そのうち登場人物の心理を記述した部分は、『三国志演義』独自のもので『通鑑』ばかりでなく『三国志』・『後漢書』にもない。『三国志演義』の記述のうち『通鑑』には無いが、『三国志』・『後漢書』に記述があるものは、曹操が送ってきた、食べ物を入れてあるはずの箱が空だったことと、卒年が50才だったこと、「敬侯」と謚されたこと、荀彧という子供がいたことの四点である。

『三国志』「荀彧伝」(V10, 317) から該当する箇所を抜き出すと以下のようになっている。

會征孫權，表請彧勞軍於譙。因輒留彧，以待中光祿大夫持節，參丞相軍事。

太祖軍至濡須，彧疾留壽春，以憂薨。時年五十。謚曰，「敬侯」。子荀暉，嗣侯，官至虎賁中郎將。

「荀彧伝」本文からわかるのは、卒年、謚、子供の名前の三つであるが、彼の死については、この箇所注に、

『魏氏春秋』曰、太祖饋彧食、發之、乃空器也。於是飲藥而卒。

とあるので、これによって残る一つも補うことが出来る。

一方『後漢書』「荀彧伝」⁶¹の該当箇所は次のようになっている（V70, 2290-91）。

會南征孫權，表請彧勞軍於譙，因表留彧曰，「臣聞古之遺將（中略）軍禮尚速，不及先請，臣輒留彧，依以爲重。」書奏，帝從之，遂以彧爲侍中，光祿大夫，持節，參丞相軍事。至濡須，彧病留壽春，操饋之食，發視，乃空器也，於是飲藥而卒。時年五十。帝哀惜之。祖曰爲之癡譙樂，謚曰，「敬侯」。

こちらの方は、子供の名前が記されていない。したがって四点全てを補うには、『三国志』の「荀彧伝」の本文と注双方が必要である。

以上三話の検討から『三国志演義』第122則前半が、基本的には『通鑑』に従いつつ、一方で『三国志』や『後漢書』を参照して必要な訂正を行なうと言う方法で制作されているということがわかる。

b 「史伝」と嘉靖本の違い

次にここまで省いてきた嘉靖本と「史伝」⁷¹の相違について指摘おきたい。

呂蒙の話に見られる相違は四カ所である。そのうち史書と対応を確認できるのは次の三例、これを嘉靖本／「史伝」（『通鑑』）の形で示すと次のようになる。

- 1 「何用築城」／「何用築塢」（「何用塢爲」）
- 2 「步騎相促」／「步卒相促」「步騎相蹙」
- 3 「人尚不暇及水」／「人尚不暇及水」（「不暇及水」）

このうち1は「史伝」が、2と3は嘉靖本が、『通鑑』の本文に近い。1を嘉靖本が「築城」とした所は、嘉靖本と「史伝」双方とも、呂蒙の進言中にある「築塢以拒之」の箇所「塢即城也」という注がついているので、嘉靖本が「築塢」を注を参照してわかりやすく「築城」に直したのではないかと思う。3で「史伝」に「不暇」とあるのは、一般的に「史伝」のほうが、嘉靖本より口語的な表現を好む傾向があるので、恐らく「不暇」⁶¹の誤りで、「不到」の意味

であろう⁹⁾。

董昭の話は、九錫の箇所を除くと、七例の相違がある。そのうち史書との対応を確認できるのは五例あるが、5は嘉靖本が、6から8までの三例は「史伝」「通鑑」と一致し、4は嘉靖本が「通鑑」本文に近い。

4 「人臣處世，未有如丞相之功者」／「人臣未有如丞相之功」（「人臣處世未有如丞相之功」）

5 「櫛風沐雨」／「秉持鈞軸」（嘉靖本と同じ）

6 「掃蕩群凶」／「芟夷群凶」（「史伝」と同じ）

7 「以障天下」／「以彰天下」（「史伝」と同じ）

8 「匡扶漢室」／「匡扶漢室」（「史伝」と同じ）

5で「史伝」が「秉持鈞軸」とした理由はわからない。少なくとも『三国志』、『後漢書』、『通鑑』いずれにもこのような言い回しはない。中央研究院のデータベースを使い二十四史中に「鈞軸」と言う単語を探したところ、『旧唐書』に、「竇參頃司鈞軸」(V136, 3747)、「陛下用盧杞獨秉鈞軸」(V153, 4087)、『宋史』に「紹聖初復秉鈞軸」(V343, 10910)、「欽宗問孰可秉鈞軸者」(V376, 11633)、『元史』に「再秉鈞軸」(V46, 965)、「臣善長忝司鈞軸」(進元史表, 4674)と、それぞれ二例ずつあらわれていることがわかった¹⁰⁾。これらはみな上奏文など、皇帝と臣下とのやりとりの中に出ている。従って、唐から明初にかけての時期、朝廷などの場で使用されることのある表現であったとおもわれる。「史伝」がなぜ書き換えたのか、理由は不明であるが、口語と文言の違いはあるが3と同様当時としては標準的な表現を使用したということになる。

6は「芟夷」を難しいと考え、平易な「掃蕩」に書き換えた例とおもわれる。嘉靖本によるこのような書き換えは、既に1で見えており、これで二例目になる。

7は同音による書き誤り。嘉靖本は、「史伝」よりも丹念に史書に当たり直して手を加えているように見えるのであるが、それでも時々思いがけないところでこれに類する誤りがある。たとえば、第1則に張角が反乱を企てていることを弟子の唐州が密告した(V1-5a, 17)とあるが、「史伝」を見ると弟子の名が「唐周」(1-3a, 19)となっている。この話は『通鑑』中平元年の条に「春角弟子濟南唐周上書告之」(V58, 1865)とあって、「史伝」が正しい。

最後に荀彧の話で、史書との対応を確認できるのは一例のみ。これも「史伝」の方が「通鑑」と一致する。

9 「就帶荀彧同行」／「就帶荀彧同行。勞軍於譙」（「史伝」と同じ）

2 『三国志演義史伝』と『資治通鑑綱目』

本節では、前節で触れずにおいた張紘の話と、董昭の話の一部である「九錫」を取り上げ、嘉靖本と「史伝」で利用している資料が異なる場合について検討してみたい。

a 張紘の手紙

『三国志演義』の張紘の話は、四つの事柄、すなわち、1, 建安17年(212年)に呉の長史張紘が死んだこと、死の直前に孫權に手紙を残したがその内容は、2, 主君としての心構えをさとし、3, 秣陵を都とすべき事を勧めたものであったこと、4, 亡くなったとき60歳であつたこと、を含んでいる。嘉靖本(V13-9b-10a, 510)の場合、本文は以下のようになっている。

人報長史張紘自辭疾回家而死，有哀書上呈。孫權觀其書曰，「長史張紘臨終書拜於主公吳侯麾下。自古有國家者，咸欲脩德政以比隆盛世，至於其治，多不馨香。非無忠臣賢佐，闇於治體也。由主不勝其情，弗能用耳。夫人情憚難而趨易，好同而惡異，故與治道相反。傳曰『從善如登，從惡如崩』，言善之難也。人君承奕世之基，據相然之勢，操八柄之威，甘易同之歡，無假取於人。而忠臣挾難進之術，吐逆耳之言，其不合也，不亦宜乎。雖則有讐，巧辯緣間，眩於小忠，戀於恩愛，賢愚雜錯，長幼失敘，其所由來，情亂之也。故明君悟之，求賢如飢渴，受諫而不厭，抑情損欲，以義割恩，上無偏謬之授，下無希冀之望。宜加三思，舍垢藏疾，以成仁覆之大也。秣陵山川有帝王之氣，可速遷居之，爲萬世之業。紘不勝泣血哀感眷望之至。」孫權覽書大慟。張紘亡年六十歲。

まず、この四つをどの資料から取り込んでいるのかを見てみよう。前節に示した『通鑑』建安17年の条は、この四つの内、3の秣陵を都とすることを勧めたと言うことのみ記述があった。

『通鑑』に、張紘の死とその手紙についての記述があるのは、建安17年ではなく、これより17年後の太和3年(229年)の七月の条においてである。同年の張紘に関する『通鑑』(V71, 2257)の記述は以下の通り。

張紘還吳迎家，道病卒。臨困，授子留牋曰，「自古有國有家者，咸欲脩德政以比隆盛世，至於其治，多不馨香。非無忠臣賢佐也。由主不勝其情，弗能用耳。夫人情憚難而趨易，好同而惡異，與治道相反。傳曰『從善如登，從惡如崩』，言善之難也。人君承奕世之基，據自然之勢，操八柄之威，甘

易同之歡，無假取於人。而忠臣挾難進之術，吐逆耳之言，其不合也，不亦宜乎。離則有讐，巧辯緣間，眩於小忠，戀於恩愛，賢愚雜錯，黜陟失序，其所由來，情亂之也。故明君寤之，求賢如飢渴，受諫而不厭，抑情損欲，以義割恩，則上無偏謬之授，下無希冀之望矣。」吳主省書，爲之流涕。

彼が60歳で亡くなったという4の情報は、『通鑑』にはなく、『三国志』「張紘伝」(V53, 1245) 注に見える。但しこちらは、『通鑑』と違い彼が何年になくなったのかを記していない。

令張紘還吳迎家，道病卒。臨困，授子靖留牋曰，「自古有國有家者，咸欲脩德政以比隆盛世，至於其治，多不馨香。非無忠臣賢佐，闕於治體也。由主不勝其情，弗能用耳。夫人情憚難而趨易，好同而惡異，與治道相反。傳曰『從善如登，從惡如崩』，言善之難也。人君承奕世之基，據自然之勢，操八柄之威，甘易同之歡，無假取於人。而忠臣挾難進之術，吐逆耳之言，其不合也，不亦宜乎。雖則有讐，巧辯緣間，眩於小忠，戀於恩愛，賢愚雜錯，長幼失敘，其所由來，情亂之也。故明君悟之，求賢如飢渴，受諫而不厭，抑情損欲，以義割恩，上無偏謬之授，下無希冀之望。宜加三思，含垢藏疾，以成仁覆之大。」時年六十卒。

『三国志演義』が、張紘の死を建安17年としたのは、『資治通鑑綱目』¹¹⁾ (以下「綱目」と略称する) を参考にしたと思われる。『綱目』の建安17年の文章には、張紘の手紙がかなり削除され短くなっているが、亡くなったとき60歳であったと言うこと以外の三つの事柄がそろっている。次に示すのが、『綱目』建安17年7月(V14, 17b) の条である(綱と目を区別するために、目の文章は綱より二字下げである)。

孫權徙治建業。

初張紘以秣陵山川行勝，勸孫權以爲治所。劉備亦勸局之。權於是作石頭城徙治秣陵，改秣陵爲建業。

勸長史張紘卒

紘還吳迎家，道病卒。臨困，授子靖留牋曰，「自古有國有家者，咸欲修德政以比隆盛世，至於其治，多不馨香。非無忠臣賢佐也。由主不勝其情，弗能用耳。夫人情憚難而趨易，好同而惡異，與治道相反。傳曰『從善如登，從惡如崩』，言善之難也。人君承基，據勢，無假於人。而忠臣挾難進之術，吐逆耳之言，其不合也，不亦宜乎。故明君寤之，求賢如飢渴，受諫而不厭，抑情損欲，以義割恩也。」權省書，爲之流涕。

嘉靖本を見る限り、『三国志演義』は『通鑑』の記述を基本とし、張紘の死については『綱目』にしたがって建安17年に移動させ、手紙の文章については「張紘伝」を参考に手を加えて出来ているように見える。ところが「史伝」の本文は嘉靖本と違った様相を見せている。

まず「史伝」(V6-5 ab, 722-23)の本文は以下のようにになっている。

人報張弦自會稽密回家中而死，有哀書呈上。權觀所言，書曰，「長史張弦臨拜呈主公吳侯麾下。自古有國家者，咸欲以脩德政以比隆盛世，至於其治，多不馨香。非無忠臣賢佐也。由主上不勝其情，故弗克耳。世之人憚難以趨易，好同而惡異，故與治道相反。傳曰『從善如登，從惡如崩』，言善之難也。人君匡基，據世，無暇於人。而忠臣匡救之術，吐逆耳之言，其不合也，不亦宜乎。故明君寤之，求賢如飢渴，受諫而不厭，而義割恩也。宜加三思焉。秣陵山川有帝王之氣，可速遷居之，有萬世之業。猶不勝泣而哀感眷呈之至。」孫權覽書大慟。張弦年六十。

これを見ると「自古有國家者」から「而義割恩也」までの文章は、『通鑑』や「張紘伝」ではなく『綱目』によく似ていることに気づくはずである。

張紘の手紙は、「張紘伝」、『通鑑』、『綱目』それぞれの間で相違がある。そこで、まず「張紘伝」と『通鑑』の間に相違があるもののみを取り上げて表にすると以下のようなになる。表中の「欠」は本文に該当箇所がないことを示す。これを見ただけでも、「史伝」が『綱目』に似ており、嘉靖本が「張紘伝」に近いこと、『綱目』が、『通鑑』に基づきながら更に文章に手を加えていることがわかる。

表 1

	「張紘伝」	『通鑑』	『綱目』	「史伝」	嘉靖本
1	聞於治體也	也	也	也	聞於治體也
2	雖則	離則	欠	欠	雖則
3	長幼失叙	黜陟失序	欠	欠	長幼失叙
4	悟之	寤之	寤之	寤之	悟之
5	上無	則上無	欠	欠	上無
6	宜加三思～之大	欠	欠	宜加三思焉	宜加三思～之大

次に、「張紘伝」、「通鑑」の間に相違がなく、「綱目」のみ異なる箇所を対象として、異同を表にすると以下ようになる（表2）。

表2

	「張紘伝」	『綱目』	「史伝」	嘉靖本
1	有国有家	有国家	有国家	有国家
2	與治道	故與治道	故與治道	故與治道
3	承奕世之基	承基	匡基	承奕世之基
4	據自然之勢	據勢	據世	據相然之勢
5	操八柄～之歡	欠	欠	操八柄～之歡
6	無假取於人	無假於人	無暇於人	無假取於人
7	雖則	欠	欠	雖則
8	有釁～亂之也	欠	欠	有釁～亂之也
9	長幼失叙	欠	欠	長幼失叙
10	以義割恩	而以義斷恩也	而義斷恩也	以義割恩
11	上無	欠	欠	上無

この表を見ると「史伝」の手紙が『綱目』に基づいて書かれているは明らかである。『綱目』の大きな特徴は、本文に削除が有ることであるが、「史伝」は、この5箇所の削除（5、7、8、9、11）全てが、『綱目』に一致している。また数の上から言っても合計11箇所のうち、「史伝」が『綱目』と完全に一致するのは、7箇所（1、2、5、7、8、9、11）、残りの4箇所のうち三箇所（3、4、6）も、おそらく転写の際に起こった文字の誤りで、本来は『綱目』と同じであったと考えられる。

一方、嘉靖本は、『綱目』でも『通鑑』でもなく「張紘伝」の本文に大変似ている。表1においても、嘉靖本の文章が、『通鑑』ではなく「張紘伝」とよく一致することを既に確認しているが、表2を見ても、『綱目』が削除を行った5箇所全て「張紘伝」に一致している。数の上から見ても、嘉靖本は、『綱目』と一致するのは2箇所、「張紘伝」と一致するのは8箇所、4の「相然」も「自然」の誤りであろうから、これも本来「張紘伝」に一致したはずである¹²⁾。

このようにこの箇所については、嘉靖本と「史伝」で依拠資料が異なっている。しかし、言うまでもないが、このことから、この世に二つの『三国志演義』、『三国志』に依拠して書かれた『三国志演義』と、『綱目』に依拠して書かれ

た『三国志演義』が平行して存在していたと主張することはできない。張紘の話全体を見れば、嘉靖本と「史伝」で文章が大きく異なるのはこの箇所のみである。両者とも、帝王としての心がけと、秣陵への根拠地の移動の勧めを一つにまとめあげて手紙を作るという基本的な構成は一致しているし、この箇所を除けば文章にも、大きな違いはない。やはり、この箇所のみが、どちらかによって書き換えられたと考えるべきである。

これが書き換えであるとすれば、それは、異なる資料を使った意図的な置き換えであって、単なる誤写や文章の添削ではない。嘉靖本と「史伝」のどちらか一方が、両者刊行以前に存在したであろうより古い『三国志演義』（以下仮にこれを祖本と呼ぶことにする）と史書を見比べながら、置き換え作業をしているということである。つまり、嘉靖本と「史伝」の関係について、この箇所の相違が我々に教えてくれるのは、両書のうちどちらかは、祖本にあまり手を加えていない古い姿を残すテキストであり、どちらかは、祖本に積極的に書き換えを行っている改変されたテキストであるということである。

では嘉靖本と「史伝」のどちらが祖本に近いのであろうか。張紘の死を建安17年とするのが、『綱目』のみであり、また嘉靖本も、2箇所(1, 2)は、『綱目』の本文に一致する。このことは、本来『綱目』によって書かれていたのを、嘉靖本が「張紘伝」に依拠して全面的に書き換えたとする見方に有利であるように思われる。但し、「史伝」も「張紘伝」のみに見られる文章を取り入れている(表1の6)。「史伝」が祖本と同じ本文であったとすれば、祖本段階で『三国志』を利用できたことは明らかであるので、「史伝」が『綱目』を利用して後から簡略化したという可能性も捨てきれない。

嘉靖本と「史伝」どちらが祖本に近いのかは、この箇所のみを見ていたのでは決めがたいので、両者が、他の箇所でどのように資料を使っているかをみてみたい。

嘉靖本も『綱目』を利用している事例が、第191則「孔明揮淚斬馬謖」にある。

第191則冒頭の孫資の台詞は、『三国志』「劉放伝」注(V14, 458)と『通鑑』太和元年3月の条(V70, 2235)に見える。両者間に本文の異同はない。

帝聞諸葛亮在漢中，欲大發兵就攻之，以間散騎常侍孫資，資曰，「昔武皇帝征南鄭，取張魯，陽平之役，危而後濟，又自往拔出夏侯淵軍，數言「南鄭直爲天獄，中斜谷道爲五百里石穴耳。」言其深險，喜出淵軍之辭也。又武皇帝聖於用兵，察蜀賊棲於山巖，視吳虜竄於江湖，皆繞而避之，不責將士之力，不爭一朝之忿，誠所謂見勝而戰，知難而退也。今若進軍就南鄭討

亮，道既險阻，計用精兵及轉運，鎮守南方四州，遏御水賊，凡用十五六萬人，必當復更有所發興。天下騷動，費力廣大，此誠陛下所宜深慮。夫守戰之力，力役參倍。但以今日見兵分命大將據諸要險，威足以震攝強寇，鎮靜疆場，將士虎睡，百姓無事。數年之間，中國日盛，吳蜀二虜必自罷敝。」帝乃止。

【綱目】(V14-118b) も、建興5年(すなわち魏の太和元年)の3月にこの台詞を載せている。なお「南鄭之地爲天獄中，斜谷萬里石穴」の句読が、『通鑑』と異なるが、これは引用テキストに従った。嘉靖本も句読の切り方はこれと同じである。

魏主叡聞亮在漢中，欲大發兵攻之，以問孫資，資曰，「昔武皇取張魯，危而後濟，數言『南鄭直爲天獄中，斜谷道爲五百里石穴。』今若進軍南鄭，道既險阻，計用精兵及轉運，鎮守南方，遏禦水賊，用十五六萬人，必當更有所興。天下騷動，此宜深慮。不若但以見兵分命大將據諸要險，亦足以鎮靜疆場，百姓無事。數年之間，中國日盛，吳蜀必敗矣。」帝乃止。

「史伝」(V8-80a, 1207)の孫資の台詞は以下の通り。

資上言曰，「昔武祖收張魯之時，危而復濟，常對群臣言，『南鄭之地爲天獄中，斜谷萬里石穴。非用武之地也』今若盡起天下之兵，則東吳入寇矣。宜深慮之。不若但以見在之兵，先命大將，鎮之險要，亦足以鎮靜也。百姓可得無事。數年之間，中國自盛，蜀必自殘。此安國之本也。乞陛下聖鑑。」

嘉靖本(V20-1ab, 800)は、以下のようになっている。

資奏曰，「昔太祖武皇帝收張魯之時，危而後濟，常對群臣曰，『南鄭之地直爲天獄中，斜谷道爲五百里石穴。非用武之地也』今若盡起天下之兵，則東吳又入寇矣。願陛下深慮之。不如以見在之兵，分命大將據住險要，以鎮邊疆，則百姓可安也。數年，中國日盛，吳蜀二國必自相殘害。那時圖之，豈不勝哉。」

上記四種類の本文について、文字の異なる箇所を表にしてみると以下のようなになる。

表 3

	『通鑑』	『綱目』	「史伝」	嘉靖本
1	昔武皇帝	昔武皇	昔武祖	昔太祖武皇帝
2	征南鄭	欠	欠	欠
3	取張魯	取張魯	收張魯之時	收張魯之時
4	陽平之役	欠	欠	欠
5	又自往拔出夏侯淵軍	欠	欠	欠
6	數言	數言	常對群臣曰	常對群臣曰
7	石穴耳	石穴	石穴	石穴
8	欠	欠	非用武之地也	非用武之地也
9	言其深險一知難而退也	欠	欠	欠
10	今若進軍～費力廣大	今若進軍～天下騷動	今若盡起天下之兵，則東吳又入寇矣	今若盡起天下之兵，則東吳又入寇矣
11	費力廣大	欠	欠	欠
12	此誠陛下所宜深慮	此宜深慮	宜深慮之	願陛下深慮之
13	夫守戰之力，力役參倍	欠	欠	欠
14	但以今日見兵	不若但以見兵	不若但以見在	不如以見在
15	威足以震攝強寇，鎮靜疆場	亦足以鎮靜疆場	亦足以鎮靜也	以鎮邊疆
16	將士虎睡	欠	欠	欠
17	百姓無事	百姓無事	百姓可得無事	則百姓可安也
18	二虜必自罷敵	必敗矣	必自殘	必自相殘害
19	欠	欠	此安國之本也。乞陛下聖鑑	那時圖之，豈不勝哉

この表を見れば一目で明らかなように、「史伝」と嘉靖本，どちらも『綱目』の本文とよく似ている。まず『綱目』が削除した箇所(2, 4, 5, 9, 11, 13, 16)は，両者も全て削除している。次に『通鑑』と『綱目』の間で文字が異なる場合を見ると，これは合計七箇所(1, 7, 10, 12, 14, 15, 18)あるが，「史伝」は『通鑑』に一致もしくは類似するものではなく，嘉靖本は，『通鑑』に類似しているのが一箇所(1)有るに過ぎない。これを見れば，この箇所の依拠資料

は『綱目』であって、『通鑑』ではないと考えざるえない。

また、嘉靖本と「史伝」の関係については、「史伝」から嘉靖本へと変化した痕跡が残っている。まず両者に共通の異文が四箇所（3, 6, 8, 10）あるので、祖本の段階で既に『綱目』の文章に手を加えていたことがわかる。次に両者が類似している四箇所について、『綱目』、「史伝」、嘉靖本の順に本文を並べると、11が「此宜深慮」、「宜深慮之」、「願陛下深慮之」、14が「不若但以見兵」、「不若但以見在」、「不如以見在」、15が「亦足以鎮靜疆場」、「亦足以鎮靜世」、「以鎮邊疆」、17が「百姓無事」、「百姓可得無事」、「則百姓可安也」となり、いずれを取ってみても『綱目』→「史伝」→嘉靖本と変化したと言う説明以外は考えにくい。

張紘の話以外の三話については、『通鑑』と『綱目』に異同はないので、どちらを使用したかを決定する資料に欠けるのであるが、この張紘の話と、次に取り上げる九錫の名目がともに『綱目』を使用しているので、他の三話も『綱目』を使用している可能性は高い。

b 九錫の名目

九錫も嘉靖本と「史伝」で列挙されている名目が異なる。名目が異なる理由は、「史伝」のものが祖本の本文に手を加えなかったのに対し、嘉靖本は張紘の話の時と同じように、別の資料を参考にして本文に手を加えたためと考えられる。

はじめに資料について整理しておくが、曹操が魏公となった時の、九錫の名目についての資料は二系統ある。一つは『三国志』「武帝紀」に引用されている潘昞の冊命（V1, 37-39）に由来し（以下この一類を九錫Aと呼ぶことにする）、もう一つは『後漢書』「荀彧伝」の注（V70, 2290）に由来する（以下この一類を九錫Bと呼ぶことにする）。

九錫Aに属するのは、「武帝紀」以外に、『文選』の「冊魏公九錫文」（V18, 9a-12b, 949-56）、『通鑑』（V66, 2119-20）及び『綱目』（V24-22b）の建安18年5月の条である。この4者のうち、「武帝紀」と「冊魏公九錫文」は同文。残る『通鑑』と『綱目』は、冊命から「以君經緯禮律，爲民軌儀，使安職業，無或遷志，是用錫君大輅，戎輅各一，玄牡二駟」のように、九錫一つ一つについてそのものを与える理由を詳しく述べた部分を除外し、名目のみを抜き出したものである。さらに、『綱目』は九錫の名目のうち一箇所が他と異なる。『綱目』の九錫は以下に示すようになっているのであるが、このなかの「虎賁三百人」が、『綱目』以外はみな「虎賁之士三百人」となっている。

又加九錫，大輅，戎輅各一，玄牡二駟，袞冕之服，赤舄副焉。軒轅之樂，六佾之舞，朱戶以居，納陛以登，虎賁之士三百人。鈇，鉞各一，彤弓一，彤矢百，棗弓十，棗矢千。秬鬯一卣，珪瓚副焉。

一方九錫Bは、「荀彧伝」注以外には、『通鑑』建安17年の董昭の発言の箇所につけられた胡三省注（V66, 2115）と、『後漢書』「獻帝紀」注（V9, 387）にもみえる。三者のうち「荀彧伝」注と、胡注の文章は同文、「獻帝紀」注は「左傳曰」以下を欠いている点が異なる。「荀彧伝」注によって、九錫Bを示せば、以下のようになる。

禮含文嘉曰、「九錫，一曰，車馬，二曰，衣服，三曰，樂器，四曰，朱戶，五曰，納陛，六曰，虎賁百人，七曰，斧鉞，八曰，弓矢，九曰，秬鬯，謂之九錫。錫，予也，九錫皆如其德。」左傳曰、「分魯公以大路大旂，夏后氏之璜，封父之繁弱，祝宗卜史，備物典策。」

嘉靖本と「史伝」に見える九錫は、置かれている位置も、九錫の名目も異なっている。

まず「史伝」の九錫は、荀彧の話が終わった後に、「九錫之名」とあって、紹介されている。本文は九錫Aの系統である。「虎賁三百人」となっているので、実際に利用した資料は『綱目』であることが分かる。九錫Aは何を九つと数えるのかわかりにくいのであるが、「史伝」では注が、九箇所に分かれてつけられおり、これによって「史伝」が何を九つと数えていたかが分かるようになっていいる。本文と注をあわせて引用すると以下のようになる。注は割注形式であるが、ここでは二字下げて表記してある。

大輅，戎輅各一。玄牡二駟。

大輅，金輅也。戎輅，兵車也。玄牡二駟，黃馬八疋，以駕車也。

袞冕之服，赤舄副焉。

袞冕，王者之服，赤舄，乃朱纓也。

軒轅之樂，六佾之舞。

軒轅者堂下之樂，升降必動殺也。六佾，之，行也。天子八佾，王六佾也。

朱戶以居，納陛以登。

朱戶，紅門也。陛，階也。

虎賁三百人。

虎賁，乃守門之軍也。

鈇，鈇各一。

鈇，大斧也。

彤弓一，彤矢一。

彤弓，赤色之弓。

旅弓十，依矢下。

旅，者廬，黒也。

柷營一員，珪瓊副焉。

柷，黒季。營，者陽。乃香酒降和之用。白，酒，乃中樽也。瓊珪，家廟社稷禮器，以四先任。出『周禮』。

「史伝」の九錫は本文と注どちらにもかなり誤写がある。この段階で分かる範囲について正しておくことにする。まず本文について、『綱目』を参考にすれば、「史伝」の「軒轅」は「軒縣」の、「彤矢一」は「彤矢百」の、「旅弓十」は「菘弓十」の、「依矢下」は「菘矢千」の、「柷營一員」は「柷鬯一卣」の誤りである。注については、参照すべき資料がないが、恐らく「朱緩」は「朱紱」の、「旅，者廬」は、「菘，音廬」，「營，者陽」は「鬯，音暢」の誤り。また「六佾之行也」は、「六佾，佾，行也」で、二度目の「佾」に疊字の記号を使って¹⁹⁾、「六佾，々，行也」のような形で書いてあったため、これを「之」と誤ったのではないかと思われる。「乃香酒降和之用白酒」と、「乃中樽也」は、「史伝」の注を見ると「赤烏，乃朱緩也」，「虎賁，乃守門之軍也」と言う「A乃B也」形式の説明が見えるので、ここも「乃」の前に説明対象の語「鬯」と「卣」が欠けていると思われる。また「白，酒」は「卣，酉」（酉は卣の音注）かと推測される。

一方嘉靖本では、九錫を董昭の発言の最後に「九錫之名曰」として、紹介している。嘉靖本は、本文の、基本的枠組みは、九錫Bである。ただし後半の、「鈇鈇」，「柷鬯，珪瓊」は、九錫Bと一致しない。これは九錫Aを参考にした書き換えである。次に注は、九錫Aとその注と思われる語句が同居している。また「虎賁三百人」とあるので、嘉靖本も九錫Aは『綱目』を利用していることが分かる。

嘉靖本の九錫も注も含めて引用すると以下ようになる。わかりやすいように、注の中で九錫Aにに相当すると思われる箇所の下線を引いてある。逆に言えば注の中で下線を引いていない箇所が、九錫Aの注に相当する部分である。嘉靖本も注は本来割り注であるが、本文より二字下げて本文と区別してある。

- 一、車馬，
大輅，戎輅各一。大輅，金車也。戎輅，兵車也。玄牡二駟者，黃馬八匹。
- 二、衣服，
袞冕之服，赤舄副焉。袞冕，王者之服，赤舄，朱履也。
- 三、樂縣，
 縣，音懸。軒縣之樂，堂下之樂也。升降必勸樂也。佾，舞者之行列也。天子八佾，王侯六佾。
- 四、朱戶，
居以。朱戶，紅門也。
- 五、納陛，
納陛以登。陛，階也。
- 六、虎賁，
虎賁三百人。守門之軍也。
- 七、鈇鉞，
鈇音甫。鈇，鉞各一。鈇，即斧也。鉞，斧屬。
- 八、弓矢，
彤弓一，彤矢百，彤，赤色也。玃弓十，玃矢千。玃，黑色也。
- 九、秬鬯，珪瓚，
秬鬯一卣，珪瓚副焉。秬，黑黍也。鬯，香酒灌地，以求神于陰。卣，中樽也。珪瓚，宗廟祭器，以祀前王。

嘉靖本と「史伝」の九錫を比べてみると、嘉靖本の注の部分が、「史伝」の本文と注によく似ていることに気づく。一般的に言って、簡略なもの(「史伝」)から複雑なもの(嘉靖本)へ、が普通であろう。また九錫Aについては、嘉靖本も「史伝」と同じく『綱目』を利用している。これらのことを考えると、ここも張紘の話の時と同じように、嘉靖本が「史伝」の本文と注の上に、九錫Bを載せた可能性が高いであろう。

ただし嘉靖本の注と、「史伝」の本文と注は、よく似てはいるが一致しない箇所も存在するので、単純に嘉靖本が九錫Bを上乗せしたとは言えない。「史伝」が本来の姿に近く、嘉靖本は二次的加工が行われていると考えて、両者の相違をうまく説明できるかどうか、不一致箇所についてももう少し詳しく検討してみたい。

両者に見られる不一致の主なもの、九錫A本文の有無、九錫Aに対する

注の相違の二つである。この外に、どちらにも音注の有無、誤字など細かい違いがあるが、必要に応じて指摘するにとどめておく。

まず九錫A本文の有無について。「史伝」は九錫Aを本文としており欠けるところがないが、嘉靖本の注は一部が欠けている。嘉靖本本文の、「一、車馬」「三、樂縣」「四、朱戸」につけられた注に見られる。

「一、車馬」の下の注は「大輅，戎輅各一。大輅，金車也。戎輅，兵車也。玄牡二駟者，黃馬八匹」となっている。「史伝」の該当箇所を本文と注を分けずに続け書きすると「大輅，戎輅各一。玄牡二駟。大輅，金輅也。戎輅，兵車也。玄牡二駟，黃馬八匹，以駕車也」となり、嘉靖本は「大輅，戎輅各一」の後にあるべき「玄牡二駟」を欠いていることが分かる。また嘉靖本の「金車」は誤りで、「史伝」の「金輅」が正しい。

「三、樂縣」の注は「軒縣之樂，堂下之樂也。升降必勤樂也。佾，舞者之行列也。天子八佾，王侯六佾」であるが、「史伝」の本文と注は「軒轅之樂，六佾之舞。軒轅者堂下之樂，升降必動殺也。六佾，之，行也。天子八佾，王六佾也」であり、「軒轅之樂」の後の「六佾之舞」が無い。また九錫A本文ではなく注の部分であるが、「堂下之樂也」の前に「軒轅者」も無い。なお「史伝」の「動殺」は誤りで嘉靖本の「勤樂」が正しい。

「四、朱戸」の注は、「居以。朱戸，紅門也」となっているが、「史伝」の「朱戸以居，納陛以登。朱戸，紅門也。陛，階也」から明らかのように、「朱戸」を欠いている。また「居以」は文字が転倒しており、「以居」が正しい。

嘉靖本が、九錫A本文を削ったこれら名箇所は、文章としてはおかしいものである。もとより「居以」はこのままでは意味不明であるし、残りの箇所も、説明の文章のみがあつて、肝心の説明の対象となる事項を欠いた不完全な文章である。たとえば、「玄牡二駟者，黃馬八匹佾」は、「玄牡二駟」と言う事項を説明する文章のはずである。したがって繰り返しになっても「玄牡二駟。玄牡二駟者，黃馬八匹」とでもしなければならぬはずであるのに、本来あるべき説明の対象の「玄牡二駟」が無い。これは「軒縣之樂，堂下之樂也」と「佾，舞者之行列也」も同様である。これらも「軒縣之樂。軒縣之樂，堂下之樂也」，「六佾之舞。佾，舞者之行列也」とでもしないと、ここまで話題になっていない事項について、突然説明がはじまってしまうことになる。

このような不都合は、嘉靖本が、九錫A本文とその注を、九錫Bの注として同列に扱ったことに原因がある。嘉靖本は、外見を見ると本文と注という二層構造であるが、実際には九錫B→九錫A→九錫Aの注の三層からなってい

る。この場合、三層の中間にある九錫 A は、九錫 B に対しては注であり、九錫 A の注に対しては当然ながら本文として機能するという二重の役割を果たすことになる。したがって九錫 A は、他の箇所と重複しているように見えながら、削ってしまうと意味が通じなくなってしまう。

「車馬」の項を例にとると、九錫 B を九錫 A の本文と注の上にかぶせた状態は、次のようになる。

一、車馬

大輅，戎輅各一。

大輅，金車也。戎輅，兵車也。

玄牡二駟。

玄牡二駟者，黃馬八匹。

嘉靖本は、九錫 A の本文、ここでは「玄牡二駟」が二重の働きをしていることをよく理解せず、「玄牡二駟。玄牡二駟者」を単なる重複とみなして、不用意に前者を削除してしまい、「玄牡二駟者，黃馬八匹」としてしまったと考えられる。

嘉靖本が九錫 A 本文を削った結果意味が通じなくなっている箇所は、「車馬」の項以外も、みな九錫 B と九錫 A、または九錫 A とその注の境界上で文字が重なった箇所である。このことから、嘉靖本が九錫 A とその注の違いをよく考えずに、不用意な加工を行ったことは明らかである。

次に九錫 A に対する注の内容の違いについて。主要なものは、嘉靖本で言うところ「三，樂縣」と「九，桓鬯，珪瓊」にある。

「三，樂縣」の項では、「佾」の説明の前半が「史伝」と嘉靖本で異なっている。「史伝」の「之，行也」は、既に指摘したように「佾，行也」の誤りであろう。「佾」を「列也」，「行列也」と説明することはよくあるので¹⁰，「史伝」の注はこれに近い標準的なものと言える。一方嘉靖本の「佾，舞者之行列也」は、『後漢書』『献帝紀』（V9-383）の注に「佾，列也。謂舞者之行列」とあるのによくにている。嘉靖本が、『後漢書』の九錫 B を本文に採っていることを考えると、この箇所の注も『献帝紀』から採っている可能性が高いであろう。

次に「九，桓鬯，珪瓊」の項について。「史伝」は、このままでは句読を切することも難しいほどわかりにくく、嘉靖本はわかりやすい。「史伝」のわかりにくさは、ここでも誤字のためである。誤字のうち単純なものは、嘉靖本と比べてだけでも訂正可能である。嘉靖本を参照すれば、「史伝」の「黑季」は「黑黍」の、「瓊珪」は「珪瓊」の、また「以四先任」の「任」は「王」の誤りで

あることが分かる。

「史伝」の説明は、確かに誤字が多くわかりにくいだが、よく調べてみると、きちんとした拠り所があり、それによって誤字を訂正することができる。まず、「史伝」の最後にある「出『周禮』」という出典の記述にもつき『周禮』を調べると、『周禮』「鬱人」注に「裸器，謂彝及卣與瓚」¹⁵⁾ (V8, 598) とあるので、「禮器」が「裸器」の誤りであり、『周禮』「典瑞」本文に「裸圭有瓚以肆先王以裸賓客」(V8, 632) によって「以四先任」が「以肆先王」の誤りであることが分かる。さらに「香酒降和之用」についても、同じように経典の注に類似したものはないかと調べてみると、『春秋左氏伝』僖公28年の注に「鬯，香酒，所以降神」が、またその疏には「用之降神」とあるので、「史伝」のこの箇所は、本来「鬯，香酒，所以降神」(V17, 518)，あるいは「鬯，香酒，用之降神」であったと推定できる。はたして「史伝」が、直接『周禮』や『春秋左氏伝』を参考にしてここを書いたのか、あるいは何か他の本にあった説明を孫引きしたのかは不明であるが、とにかくこの箇所が経典に拠り所を持つ、きちんとした説明であることは確かである。

このように、「史伝」の説明が誤字を正せばきちんとした内容であることが分かったあとで、嘉靖本の説明を見直してみると、「宗廟祭器，以祀前王」は、文字こそ違え「史伝」と同じことを説明した文である。つまり嘉靖本は、祖本の説明を、別の説明で新たに置き換えたのではなく、「史伝」とは異なる形で伝えているに過ぎない。しかも読みやすい点は「史伝」床となるが、内容がおかしいことは同じである。さきほど「史伝」の「先任」の「任」を、嘉靖本を参考に「王」とすべきとのべたが、出典が『周禮』であることが分かれば、逆に嘉靖本の「前王」の「前」は、「史伝」に従い「先」と訂正されるべきであるし、「祭器」も説明としては少し漠然としており、「史伝」の「禮器」と同様「裸器」と訂正すべきであろう。

嘉靖本は「史伝」に比べれば、誤字の少ないテキストである。この箇所も誤字は、嘉靖本の段階で発生したと考えるよりは、祖本の段階で既に多数存在していたと考える方が自然である。「史伝」に見られた誤字の多くは、祖本の段階で既に存在したものと考えるべきであろう。嘉靖本が、「史伝」にはある「出『周禮』」という出典表記を削ってしまったのも、祖本に誤字が多かったので、本当に『周禮』に出典があるとは思えなかったと考えれば説明がつく。

恐らく、祖本段階で既に誤字が多かったことは、九錫Aに対する注釈全体に言えるはずで、そうでなければ、嘉靖本は、「六佾」に対する注を、復元し

てみれば簡単な「史伝」の注ではなく、わざわざかなり特殊な『後漢書』の注に置き換えたりはしなかったであろう。「史伝」はいくつか新たな誤字を発生させたかもしれないが、基本的には祖本と同じであり、嘉靖本は、誤字のために意味不明となってしまった注釈を、推測や別の文献によって意味を疎通させようとしたものと考えられる。

なぜ嘉靖本は、二つの九錫を折衷したのであろうか。それは、九錫Aのままでは、何を九つに数えているのかわかりにくいためであると思われる。確かに九錫Bに九錫Aを注として分属させたことで、嘉靖本の九錫は大変わかりやすくなった。

ただし嘉靖本は九錫Aを尊重している。こちらは、なんとといっても、潘昂の「冊魏公九錫文」に由来する由緒正しい記録である。『後漢書』の注が、これこれと同じ程度に尊重されていれば、嘉靖本の本文は、そのまま「六、虎賁百人」、「七、斧鉞」、「九、秬鬯」でかまわないはずである。ところが実際は、九錫Aと矛盾せぬように、「六、虎賁」、「七、鈇鉞」、「九、秬鬯、珪瓊」と改めている。これはやはり、九錫Bを、外見を整えるための道具としてしか見ていなかった結果である。

3 結尾

前節までに明らかにし得た事柄は以下のようになる。まず『三国志演義』と資料の関係について言えば、この箇所は、『三国志』・『後漢書』・『綱目』の三種の資料を使用し、全体として『綱目』を軸に、他の二資料を組み合わせる話を構成されていることを確認した。

次に、嘉靖本と「史伝」の関係について言えば、「史伝」の方は、誤字は多いが、意図的な加工は行われていないこと。逆に嘉靖本は、誤字は少ないが、意図的な加工が行われた箇所が多いことを確認した。

なお今回明らかにしたことについては、二つの限定をつける必要がある。

まず、我々は『三国志演義』の原本を見ていない。嘉靖本も「史伝」も、そして両者の比較から推定した祖本も原本ではない。嘉靖本と「史伝」がどの程度原本から遠ざかってしまったか不明である現時点においては、両者に共通する場合はそれを、両者で異なる場合は、より古い姿である方を原本と同じであると見なし、分析を進めざるを得なかった。かりに、原本が、現行の嘉靖本や「史伝」と大きく異なることを示す資料が発見されれば、今回の結果は訂正さ

れる可能性を残している。

また今回明らかとなった諸事項は、『三国志演義』の第122則「曹操興兵下江南」という、きわめて狭い範囲を分析した結果であって、『三国志演義』全体に一般化するには、これ以外の箇所についての分析を行い、以下の諸点について更に検討を加えなければならない。

まず、『三国志演義』と資料との関係については、『通鑑』ではなく『綱目』を利用した理由について、なお検討する必要がある。作者は『三国志』や『後漢書』を利用している。そのような人物が、『通鑑』を利用できない状況にあったとは考えにくく、『通鑑』ではなく『綱目』を利用したのは、意図的な選択と思われる。

考えられるのは理由はいくつかある。まず『綱目』の方が物語を組み立てるための年表として使いやすかったからという技術的な理由が一つには挙げられるであろう。また『綱目』を編纂した朱子の見識を尊んだということも考え得る。

この箇所に限れば、張紘と荀彧の死を対比的に描くという点で、『綱目』の方が優れているということも考えられる。

この箇所を見ると、呉では長史張紘、魏の侍中荀彧というそれぞれの参謀格の人物が死んでいる。張紘は死の直前に孫権に手紙を書き最後の助言をする。孫権はその死を知って悲しみ「張子綱令吾遷居。吾如何不従。」と言って助言に従う。荀彧は曹操に魏公の位と九錫を授けるべきだという董昭の意見に反対して曹操に疎んじられ自殺に追い込まれる。ここの張紘の手紙は、忠言は耳に逆らいやすいものだが、耳を傾けるべきという主君の心がけを述べたものである。したがって助言を受け入れた孫権と退ける曹操、孫権に敬意を払われている張紘と、曹操に疎んじられた荀彧は、この手紙の内容に対する、正反双方の実例になっている。このように張紘の手紙を挟んで張紘の死と荀彧の死を対比することは、曹操に対する批判として大変効果的である。

次に嘉靖本と史伝の関係について、今回は史書に限定したので「史伝」の方が古いという結果になったが、他の箇所では、「史伝」が周静軒の詩を新たに追加している。つまり「史伝」と嘉靖本は、どちらもある点では古く、又別の点では新しい要素を取り込んでいる、新旧入り交じった状態なのであって、どちらが古いと簡単に判断することはできない。今後は、嘉靖本は、どの点を取り上げれば古い姿を残し、「史伝」はどの点を見れば新しい手が加わっているのか、という両者の傾向を明らかにしてゆく必要がある。

また、両者が共通の祖本を持つと仮定したが、これもまだ簡単な図式にすぎ

ない。今回は祖本から加工された嘉靖本が生まれる過程を、一人の人物が意図的に行ったという図式で説明した。細かいことが分からない今、まずこのような図式で考えはじめることやむを得ない。しかし祖本から嘉靖本が生まれるまでの間にどのくらいの時間がかかり、その間に手を加えた人物は一人しかいないのか、あるいは複数の人間がいるのか、またそれは意図的に行われたのか偶然なのか、その実際は不明である。

たとえば嘉靖本における九錫AとBの折衷も、誰かが、九錫Aがわかりにくいので、参考として、九錫Bを本文の横に書き付け、次の誰かが、誤って、あるいは本文を改良するつもりで、九錫Bを本文に取り込み、九錫Aを注に格下げした、という可能性も考えられないではない。可能性としてであれば、今でも更に複雑な伝承過程を想像することも可能である。しかし資料の少ない現状では、とりあえず最も簡略な図式からはじめて徐々に実態に近づけてゆくのが現実的な方法であると考ええる。

- 1) 小川環樹『『三国演義』の本づいた歴史書』『中国小説史の研究』(岩波書店 1968) 28-33所収。
- 2) 『資治通鑑』(中華書局 1956)。引用箇所には、参照の便を考え『通鑑』の巻数と中華書局本のページ数の両方を記してある。
- 3) 『明弘治版三国志通俗演義』(新文豊出版公司 民国68年)。引用箇所については、嘉靖本による巻数、葉数とその表(a)裏(b)及び、新文豊出版公司本によるページ数を記してある。
- 4) 『通鑑』中の「如有邂逅，敵歩騎蹙人，不暇及水」は、中華書局本の句読に従ったが、嘉靖本は、対応する箇所を「如邂逅逢敵，歩騎相促，人尚不暇及水」と区切っているので、これに従えば、『通鑑』の本文は、「如有邂逅敵，歩騎蹙，人不暇及水」となる。
- 5) 『三国志』(中華書局 1959)。
- 6) 『后汉书』(中華書局 1963)。
- 7) 『三国志通俗演義史伝』(関西大学出版社 1998)。引用箇所については、「史伝」による巻数、葉数とその表(a)裏(b)及び、関西大学出版社本によるページ数を記してある。
- 8) 井上泰山氏は「夠」と翻字している。『史伝』(V6, 6a, 723)
- 9) 『汉语大词典』(汉语大词典出版社 1986-93)「不穀」の項。これ以外にも『水浒传词典』(汉语大词典出版社 1989)は「不勾」を「不到」と説明し、『平妖伝』第17回の「不穀几步」を引用して、「按：“不穀”即“不勾”」としている。

- 10) 上記二十四史の出典は皆中華書局本による。また『汉语大词典』に出てくる最も古い使用例は、韓愈の詩である。
- 11) 『陳明卿先生評定資治通鑑綱目』（同人堂藏版 1808年重鐫）。引用箇所については、同書による巻数、葉数とその表(a)裏(b)を記してある。
- 12) 参考までに「史伝」が『綱目』も含め、他と一致しないのは7箇所である。これを表にまとめると次のようになる。

	「張紘伝」	『綱目』	「史伝」	嘉靖本
1	咸欲	咸欲	咸欲以	咸欲
2	由主	由主	由主上	由主
3	弗能用耳	弗能用耳	故弗能用耳	弗能用耳
4	夫人情	夫人情	世之人	夫人情
5	難進之術	難進之術	匡救之術	難進之術
6	而不厭	而不厭	如不厭	而不厭
7	抑情損欲	抑情損欲	欠	抑情損欲

- 13) 宋元の疊字については、劉復・李家瑞編『宋元以來俗字譜』（中央研究院歷史研究所 1930、文海出版社、民國67 影印）137。
- 14) 「僂」の訓詁は、宗幸邦等主编『故訓匯纂』（商务印书馆 2003）114に詳しい。もちろん、この箇所の説明を施した人物が、『故訓匯纂』にあるような注釈を知っていたとは限らないが、類似の注釈をどこかで目にした可能性は高い。
- 15) 『周礼注疏』と『春秋左史伝注疏』については、『十三經注疏 整理本』（北京大学出版社 2000）によって、巻数とページ数を記す。